

## 危険なブロック塀などの除却を支援します

圏都市計画課 ☎73-6677

災害時における人身事故の防止を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、通学路、避難地または避難路(以下「通学路など」という。)に面するひび割れ、傾きがある危険なブロック塀などの除却を行う人に対して、除却費の一部を補助します。

- **補助対象者**  
次のいずれかに該当する人。  
ただし、①から③に該当する人であっても、市税などの滞納がある人や、他の権利者(抵当権設定者など)から同意を得られない人は対象者となりません。  
①登記事項証明書に所有者として登録されている人(固定資産関係資料を含む)  
②①の相続人(他の相続人の同意が必要)  
③①または②の人から対象ブロック塀などの除却についての委任を受けた人
- **補助対象ブロック塀など**  
補強コンクリートブロック造、組積造(フェンスその他これらに類するものと混用を含む。)および門柱で、次のいずれかに該当するもの  
①通学路などに面して設けられ、かつ、高さが1mを超えるブロック塀などで、ひび割れ、傾きまたはぐらつきなどが認められ、危険な状態にあるもの  
②上記①のほか、通学路などに面して設けられているブロック塀などで、倒壊などの危険性により除却が必要と認められるもの
- **補助金の額**  
①除却するブロック塀などの除却に要する費用(解体・運搬・処分など)の2/3(上限:5万円)  
②ただし、通学路に面し補助対象者が市区町村村民税非課税世帯の場合は、除却に要する費用(産業廃棄物積込・運搬・処分費を除く)の全額(上限:20万円)  
※除却に要する費用は1平方メートル当たり1万円を超えない額とします。
- **受付開始日…4月1日(予定)**  
※受付開始日は予定ですので、まずはお相談ください。
- **その他**  
・現地確認を行いますので、申請前にお相談ください。  
・事前着工は認められません。  
・施工業者は解体工事業者などの登録を受けており、県内に本社を有する法人または県内に住所を有する個人に限りします。  
・予算額に達した時点で受付終了となります。

## 住宅性能向上リフォーム支援事業

圏都市計画課 ☎73-6677

住宅内での事故を低減するためのバリアフリー・安全型のリフォーム工事を行う人に対して、助成を行います。

- **補助対象者**  
市税を滞納していない人で、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人
- **補助対象住宅**  
一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの)またはマンションなどの専有部分。
- **受付開始日…4月1日(予定)**  
※受付開始日は予定ですので、まずはお相談ください。
- **補助金の額**  
各補助対象経費の1/5以内の額(上限15万円)
- **補助対象工事**  
バリアフリー・安全型リフォーム工事で、一定の性能基準を満たす工事。ただし、補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限りします。  
※事前着工は認められません。
- **その他**  
施工業者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限りします。

## 老朽危険空家の除却を支援します

圏都市計画課 ☎73-6677

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

- **補助対象者**  
次のいずれかに該当する人。  
ただし、①から③に該当する人であっても、市税などの滞納がある人や、他の権利者(抵当権設定者など)から同意を得られない人は対象者となりません。  
①登記事項証明書に所有者として登録されている人(固定資産関係資料を含む)  
②①の相続人(他の相続人の同意が必要)  
③①または②の人から対象空家の除却についての委任を受けた人
- **補助対象空家**  
次の要件をすべて満たすもの  
①市内にある空家  
②現に使用していない空家  
③空家の半分以上を住宅として使用していたもの  
④木造または鉄骨造りであること  
⑤倒壊など、周囲に影響をおよぼす恐れがある空家  
※上記の空家で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空家
- **補助対象経費**  
次のいずれか少ない額  
①解体・運搬・処分に要する費用(業者見積り)の8/10  
②国が定める除却工事により算定した額の8/10
- **補助金の額**  
対象経費の1/2以内の額(上限:50万円)
- **受付開始日…4月1日(予定)**  
※受付開始日は予定ですので、まずはお相談ください。
- **その他**  
・現地確認を行いますので、申請前にお相談ください。  
・事前着工は認められません。  
・施工業者は解体工事業者などの登録を受けており、県内に本社を有する法人または県内に住所を有する個人に限りします。  
・補助金交付決定を受けて60日以内に工事完了の実績報告書を提出できることが条件となります。  
・予算額に達した時点で受付終了となります。  
・空き家解体ローンもあります。詳しくはお相談ください。

## 耐震診断・耐震計画・耐震改修を支援します

圏都市計画課 ☎73-6677

- ① **耐震診断**  
診断費61,500円のうち、41,000円を市が助成  
※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。
- ② **耐震改修計画**  
①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修設計料に対し、設計額の2/3を助成(上限:7万円)。
- ③ **耐震改修工事**  
危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の1/2を助成(上限:60万円)。
- **受付開始日…4月1日(予定)**  
※受付開始日は予定ですので、まずはお相談ください。
- **補助対象住宅**  
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人(税金に滞納がない人)が所有し、居住する住宅  
※平成12年以降に増築された住宅については、補助の対象となりません。
- **その他**  
耐震改修工事または建て替え工事の施工業者は、島原半島内の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工監理を行う工事に限りします。
- **必要書類**  
耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記の写し、案内図  
※事前着工は認められません。